

○京丹波町住民自治組織によるまちづくり交付金交付要綱

平成21年3月2日

告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、真に住民が主体となり、地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域づくりを推進するために、京丹波町住民自治組織によるまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付し、住民自治組織によるまちづくりの推進と躍動するまちづくりの実現を目的とする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象団体は、次の各号に掲げる要件を満たす住民自治組織（以下「住民自治組織」という。）とする。

- (1) おおむね小学校区を範囲とした地域内の区（自治会）、各種団体及び個人等で構成され、地域の総意が反映されていること。
- (2) 規約が制定され、住民自治組織の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がされること。
- (3) 地域内の誰もが組織運営に参画でき、地域内に開かれた組織であること。

(交付金の交付)

第3条 町長は、第1条に定める目的を達成するための自主的な地域づくり活動を実施する住民自治組織に、交付金を交付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動には交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、若しくは儀式を行い、又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進若しくは支持又は反対する活動

(3) 特定の公職の候補者、公職にある者又は政党を推薦若しくは支持又は反対する活動

(交付金の額)

第4条 前条の交付金の額は、別表に定める方法により算出して得た額を上限とし、毎年度定める予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする住民自治組織は、交付金交付申請書(様式第1号)に交付金事業計画書(様式第2号)及び必要書類を添付して町長が定める期日までに町長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 住民自治組織は、前条の交付決定の通知を受けたときは、交付金交付請求書(様式第4号)により交付金を町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(変更等の届出)

第8条 交付決定を受けた住民自治組織は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、交付金決定変更等届出書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)を変更し、中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 交付決定事業がその事業年度内に完了しないとき、又は完了する見込みがないとき。

(交付金の返還)

第9条 町長は、交付決定を受けた住民自治組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 交付金を住民自治組織の活動以外の用途に使用したとき。

(2) 前条各号の規定に該当するとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により交付金を受けたとき。

(実績報告)

第10条 住民自治組織は、町長が指定する期日までに当年度の事業実績を交付金事業実績報告書(様式第6号)により町長に報告しなければならない。

(書類の整備)

第11条 住民自治組織は、交付金に係る経費の収支を明らかにした書類及び関係諸帳簿を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第20号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第48号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	交付金の額（上限）
地域振興活動	1 住民自治組織につき 200,000円
社会教育的活動	1 住民自治組織につき 200,000円
研修等の実施	1 住民自治組織につき 100,000円
集落数加算額	加入集落等1組織につき 5,000円